

## 解体業に係る許可基準等の考え方について

## 許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第62条）

その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合する者であること。

解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

## 1. 事業の用に供する施設

## (1) 使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設

## 保管場所

無秩序な保管を防止するために保管の区域を明らかにする必要があると考えられるかどうか。

外部からの侵入を防止するために囲いを設ける必要があると考えられるかどうか。

廃油、廃液の漏出するおそれのある事故車等の使用済自動車を廃油等を抜き取らずに保管する場合には、地下浸透防止のため保管場所の床面をコンクリート等で構築する必要があると考えられるかどうか。

- \* 地方ヒアリング等において、一部の解体業者が使用済自動車を不適正に積み上げて保管している実態が紹介されているが、こうした不適正な保管は、崩落のおそれがあり、また、景観保全の観点からも問題と考えられる。

## (2) 使用済自動車を解体するための施設

## 廃油、廃液等を抜き取るための設備

使用済自動車を適正に解体するためには、まず、ガソリン等の燃料を抜く必要があると考えられるが、どのような場所で抜けばよいか。

使用済自動車には、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、廃冷却液が含まれており、使用済自動車を適正に解体する上でこれらをあらかじめ抜き取ることが必要であるが、それらを抜き取り、保管するために何らかの装置及び容器等が必要か。あるいは装置等がなくとも抜き取り方法を工夫すること等により、抜き取り及び保管を的確に行うことが可能か。

#### 廃油、廃液等の地下浸透を防止するための施設

廃油、廃液等の抜き取りをあらかじめ行っても、解体作業に伴い廃油、廃液等が流出する可能性があることが懸念される。廃油、廃液等の地下への浸透を防止するために作業場の床面をコンクリート等で構築する必要があると考えられるかどうか。

#### 廃油、廃液等が外部に流出するのを防止するための設備

解体作業場の清掃等に伴い、床面に付着していた廃油、廃液等が外部に流出するのを防止するために、側溝やそれに接続するためす、油水分離槽等の施設を設ける必要があると考えられるかどうか。

降雨時には作業場の床面に付着していた廃油、廃液等が外部に流出することを考慮して、それを防止するための施設を設けることが必要か。あるいはそれを何らかの措置でカバーすることは可能か。

#### 取り外した部品を保管するための設備

エンジン等廃油が付着した部品、又はバッテリー等の有害物質を含む部品を適正に保管するための容器等も基準に位置づけることが必要か。

### (3) 解体自動車を保管するための施設

無秩序な保管を防止するために保管の区域を明らかにする必要があると考えられるかどうか。

外部からの侵入を防止するために囲いを設ける必要があると考えられるかどうか。

## 2. 解体業申請者の能力

使用済自動車の解体を的確に行うためには、自動車の構造や油水分離槽等の維持・管理、取り外した部品の再利用等多岐にわたる知識及び技能が必要と考えられるが、具体的にはどのような知識及び技能が必要か。それは何によって確認できるか。(標準作業書等の提出、経験年数、研修の受講等によって確認できるか。)

使用済自動車の解体を継続して行うためには、事業を計画的に実施するとともに経理面を的確に管理する等事業を安定して行う能力が必要と考えられるが、具体的にどのような能力が必要か。それは何によって確認できるか。(事業計画書又は過去の解体実績、事業収支見積書等の提出を求め、それによって確認することができるか。)

## 再資源化基準

自動車リサイクル法における規定(法第16条)

解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

## 解体業者による使用済自動車の再資源化の方法

### (1) 保管の方法

部品その他製品の一部として利用することができる有用な部品を回収できる使用済自動車の保管については、有用な部品が破損し、またその取り外しに支障が生ずることのないよう、平積みまたは、ラック等保管設備を用いて保管することが有効と考えられる。

## ( 2 ) 解体の方法

解体の段階において、有用な部品を分別して回収することは、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則にも沿ったものであり、これまでも事前選別ガイドラインやリサイクルイニシアチブに基づき各種部品の分別回収が行われてきたところである。また、素材の再生利用を進める観点からも、分別が容易な解体の段階において素材毎に分別回収することが、効果的な方法と考えられる。

使用済自動車はその種類及び年式、損傷の程度等により、また、部品や素材の需要・市況等によって再資源化の可能性が大きく変わるものであり、定量的な再資源化の基準を定めることは困難であることから、再資源化の基準は定性的なものとして定めることでよい。

部品や素材として再利用又は再生利用できる部品や部材については、技術的・経済的に可能な限り、分別回収することが必要と考えて良い。

そのもの自体が再利用又は再生利用できるだけでなく、破碎時の金属等の回収を阻害する部品等（鉛蓄電池、タイヤ、廃油等）をあらかじめ回収し、適正なりサイクル・処理を行える者に引き渡すことは、資源の有効利用の観点から有効な方法である。また、破碎時の金属回収やシュレッダーダストの再資源化を円滑に進める上でも有効であることから、解体段階でこれを行うことが適当であり、再資源化基準に基づき極力推進すべきものと考えて良い。

取り外した部品や部材については、効能の低下や損傷しないように適正に保管することが必要と考えて良い。